

# 月刊 労運研レポート

NO 1

2014年6月22日号

- ・【巻頭言】 官製春闘と労働者の反撃 ..... 2P ~ 3P  
伊藤 彰信（呼びかけ人/全港湾委員長）
- ・労働契約法20条—均等待遇を求める闘いの現状 ..... 4P
- ・【単産・単組の報告】 必要人員要求、良質の公共サービスをまもるために... 5P ~ 7P  
染 裕之（東京清掃労組書記長）  
●公共清掃「ゴミトラ」より
- ・山形・米沢発— 地区平和センターの取組みから ..... 8P ~ 9P  
渡部 庄一（呼びかけ人/米沢市職労委員長）
- ・東京発— 東京総行動 ..... 9P ~ 10P
- ・第2回交流会概要・感想 ..... 11P~12P

■発行・全国労働運動研究交流集会実行委員会(全国労運研)

(〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2 日港福会館4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■編集責任者・伊藤 彰信 ■年間購読料 2000円

■<http://rodoundokenkyu.jimdo.com/>

■郵便振替 00130-7-360171

労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

## 【巻頭言】

# 官製春闘と労働者の反撃の開始

— 1 4 春闘を振り返って —

伊藤 彰信・実行委員会呼びかけ人

(全港湾委員長/労研フォーラム協同代表)

1 4 春闘は安倍内閣の出現により、今までとは違った春闘となった。

昨秋、安倍首相の肝いりで「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が開かれ、安倍首相が財界に賃金引き上げを要請したのである。1 2 月 2 0 日の合意文書には、復興特別法人税の前倒し廃止と賃金引き上げ、中小企業への設備投資支援や消費税転嫁の阻害行為の是正、非正規労働者のキャリアアップ、生産性向上と人材育成などが記載された。

安倍首相は4月12日の観桜会で「賃金の上がりし春は八重桜」と俳句を詠んだあと、4月16日に開かれた経済財政諮問会議に出席し、15年ぶりに賃上げ率が2%を超えたと報告を受けた。日本経団連の集計によると、東証一部上場、従業員500人以上、41社の平均妥結額が7,697円(2.39%)であった。安倍首相は、大企業から中小企業に至るまで賃上げの広がりが高く評価し、デフレ脱却に向けた期待感を示したという。果たして本当に高く評価できる賃上げであったのだろうか。「官製春闘」と揶揄された今年の春闘の特徴について述べてみたい。

第1に、経済の好循環に繋がるような賃上げの実現はできなかったことである。確かに、6年ぶりのベースアップがあり、例年よりは賃金が上がったことは事実である。しかし、消費税率が5%から8%に引き上げられたことを考慮すれば、大企業の賃上げ率を見ても、十分な賃上げとは言えない。日本の労働者の賃金は1997年以降下がり続けているわけだが、1997年は消費税が3%から5%に引き上げられた年である。その時の民間主要企業(東証一部上場、従業員1000人以上)の賃上げは8,927円(2.90%)であった。

第2に、大企業労働者と中小企業労働者、非正規労働者との賃金格差は拡大したことである。安倍首相は賃上げが労働者全体に広がったように発言しているが、事実と異なる。連合が6月4日に発表した賃金引き上げ状況は5,981円(2.08%)であるが、300人未満の組合では4,258円(1.78%)、300人以上の組合では6,245円(2.12%)である。日本経団連が5月29日に発表した中小企業(従業員500人未満、16業種223社)の妥結状況は4,438円(1.80%)である。中小企業労働者は、2%の賃上げも実現できていない。トヨタ自動車労組の年間一時金244万円(6.8ヶ月)は、多くの非正規労働者の年収を上回るものである。

第3に、賃金による労働者支配が強化されたことである。今年は5年ぶりに連合がベースアップを要求し、そしてベースアップが実現したと報道されているが、本当にベースアップが実現したのだろうか。ベースアップとは、基本給引き上げのことである。しかし、今年の賃上げの内容をみると、能力給、業績給、役職手当などの引き上げが多く、基本給が引き上げられたところは少ない。これでは組合員から見て、自分の賃金がいくら上がるかが分からず、賃金闘争に熱が入らないことになってしまう。「月例賃金にこだわる」という方針は、結果的にベースアップをないがしろにしたことになってしまった。結局、企業側の裁量による賃金分配を広げることになり、企業側の査定の強化につながっていくのである。

第4に、政府に擦り寄る傾向の拡大である。「体制内化」とか「翼賛化」とかいう言葉をいままさら使っても意味がないのかもしれないが、政労使会議の持つ意味は大きいように思われる。

政労使会議の合意にあるように「生産性の向上と人材育成」がセットになっており、人材確保・育成がされるなら賃上げを自粛しよう、定昇のみでよいと言う風潮が出てきた。交通機関の事故が問題になっているが、労働条件の低下と運転手不足の悪循環が原因である。事故を引き起こす劣悪な労働条件の改善をたたかわずに、人材確保・育成が認められそうだから、賃上げを控える、たたかいを控える傾向が生まれている。規制緩和に対抗するための政策闘争であったのに、政策闘争が、国民、地域住民の視点からの闘争ではなく、企業防衛、組合員の利益のための闘争に狭められている。規制緩和がすすんだ中で、本当に社会にとって安全で有益な製品やサービスを提供するために労働者はどのような役割を果たすべきかをしっかり考えなければならぬところに来ているのではないだろうか。それは、政策要求を重視するあまり、労働者の権利を後景に追いやることでもなく、権力に擦り寄ることでもないはずである。

第5に、スト設定もしない「事後対処方式」のさらなる蔓延である。通常、ストライキ権は、要求をつくりあげた時、あるいは要求を提出した時に確立をするものであるが、最近では（総評時代の終わりからそうであったが）、会社の回答を見てからストライキで闘うかどうかを判断する「事後対処方式」が当たり前のようになっている。今年、民間の主要労組でも事前にスト設定をしない労組があらわれた。それは、先に述べた人材育成や行政からの補助金、助成金を受けることと関係があるように思われる。注意しなければならないことは、ストをしないことが組合員にとっては当たり前のことになってきており、「怒り」が無くなってしまっていることである。「怒り」が発現する現象が、通り魔殺人であったり、農薬の混入などであったりしている。労働者が労働の中で「怒り」を覚え、それを労使関係の中で解決するようにし、必要に応じては団体行動権を行使することを組合員が身を持って知ることが重要である。

第6に、マスコミではあまり報道されていないが、このような状況を打ち破るべく中小企業の労働組合や非正規労働者のたたかいが活発になったことである。安倍首相に任せていけば、賃金が上がるというわけではない。賃金は自ら闘い取るもの、ストライキをしなければベースアップが勝ち取れないとして、ストライキを決行した組合があった。意識的にストを組織して、初めて可能になったのである。私鉄の相模鉄道、関東バス。3波にわたる産別統一ストを実施した全国港湾などである。また、郵政産業労働者ユニオン、東京東部労組メトロコマース支部の非正規労働者のストライキ、さらに労働契約法20条にもとづく格差是正を求める裁判闘争が開始された。非正規労働者の雇用を巡る裁判は労働側にとって敗北であったが、今回は労働条件を巡る裁判である。労働条件の是正に必ずや寄与するであろう。さらに、各国で最低賃金の引き上げが行われているが、日本では最賃闘争が大衆的な闘いになっていない。そのような中で、アメリカのマクドナルドの労働者が国際行動として訴えたファーストフード労働者の時給を15ドルに引き上げるキャンペーンが日本でも取り組まれた。このようにストライキ闘争が取り組まれたし、非正規労働者の新しい闘いがはじまった。

最後に、産業競争力会議（議長＝安倍首相）が議論をはじめた「時間ではなく、成果で評価される新しい仕組み」について述べておきたい。「残業代ゼロ」と言われるが、成果が出なければ何時間働いても賃金は支払われないという考え方である。資本家にとっての成果が出る、出ないにかかわらず、労働者は生きていかなければならない。労働者を差別・分断して競争に駆り立てる思想に対抗して、労働者が差別を許さず、信頼し合って協力して共生していく思想の回復が、今後の労働運動をつくり上げていく重要な鍵を握っているように思われる。

## (改正)労働契約法20条― 「期間」を理由とした不合理な労働条件の禁止

既にご承知のように、5月1日、全国一般東京東部労組に所属するメトロコマース支部4名の組合員が、今年4月1日から施行された改正労働契約法20条違反として東京地裁に損害賠償を求める訴えを起しました。続いて5月8日には郵政産業労働者ユニオンの3名の仲間が同じく労契法20条違反を理由に差別賃金の支払いを求めて同じく東京地裁に提訴が行なわれました。今後、郵政産業労働者ユニオンの関西の仲間も同様の提訴を行なう予定とされています。

この改正労働契約法20条には「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」が明記されています。しかし、非正規労働者の多くが有期雇用であり、不安定な雇用というばかりではなく、正社員と同じ仕事をしていても期間を定めて労働することによるいわれのない労働条件の差別を受けている実態は誰にも明らかです。全労協は非正規労働者の同一価値労働同一賃金の原則を守り、正規―非正規労働の均等待遇を求めて闘ってきました。そして、労働契約法の改正の闘いを無期雇用の実現による雇用の安定化、均等待遇を重要な柱として改善を求めて闘って来ました。2012年、民主党政権時、不十分ながらも法改正が成立し、ようやくこの4月1日から施行されました。そして各労組は均等待遇を求めて闘いつづけているところです。しかし、経営側は言を左右にして誠意ある態度をしめそうとせず、法違反の現状が続いているのです。

今般、東京東部労組メトロコマース支部と郵政産業労働者ユニオンの仲間が上記のように裁判に訴え、法律を守らない東京メトロコマースと日本郵便の違法行為に対する損害賠償を求めています。今後各地で同様に労働契約法20条を完全に実行することを求める裁判が続くこととなります。

この労契法裁判は非正規労働者の労働条件改善、均等待遇実現にむけた大きな闘いとなります。私たちは職場で差別反対―均等待遇実現を求める闘いとともこの裁判勝利にむけて全力を挙げていきたいと思えます。第一回口頭弁論では原告から直接訴えが行なわれます。 (全労協発)

### 正社員と同じ業務― 同額の賞与命令 (大分合同新聞 13年 12月 11日)

正社員と同じ労働内容なのに、パート労働者であることを理由にボーナスが低いなど差別的な扱いを受けているのは違法だとして、大分市内の男性運転手(50)が勤務先の運送会社(本社・東京)に差額分や慰謝料の支払いを求めた訴訟の判決で、大分地裁は10日、請求を一部認め、会社に約325万円の支払いを命じた。

中平健裁判官は「業務は正社員と同じで、転勤・出向の点においても大きな差があったとは認められない。年間賞与が40万円を超える差を設けることに合理的な理由はない」と判断。週休日の日数が少ない点なども含め、差別的な取扱いを禁じたパート労働法違反に当ると認定した。

会社側は3月、男性が就業規則に反する行為をしたとして契約更新を拒否していたが、判決は「合理的理由を欠き、社会的通念上相当と認められない」と契約継続を認め、慰謝料の支払いも命じた。男性側は正社員と同等の待遇にすることも求めていたが、同法の規定上、認められないとした。2006年4月から同法の対象となる準社員になり、大分事業所で貨物自動車の運転手として勤務。1日あたりの労働時間は正社員より1時間短い7時間だった。

男性の代理人弁護士は、パート労働で差額分の支払いが認められた点について「日本初の判決ではないか」と評価。(以下略)

\*「地域と労働運動 164号より」

注)パート労働法の差別禁止規定を活用しての裁判だが、労契法20条より「正社員との同一性」に強く求められている。

---

## 【 単産・単組の報告 】 必要人員要求、良質の公共サービスを守るために

染 裕之(東京清掃労組書記長)

東京都から特別区に清掃事業が事務移管されて15年目を迎えた。東京清掃労働組合は、移管以降も地公労法、労組法適用の単一労働組合という組織形態を維持し、区長会との統一交渉権を確立してきた。地方自治体をまたがったの現業単一労働組合は日本では東京清掃がはじめてであるが(注)、この15年は「現業退職不補充」という国の基本政策の中で困難な闘いを強いられてきた毎日であった。

行政当局の「現業不補充」の担保は、低コストでいつでも使える「日々雇用」を中心とした非正規労働者の存在である。だからこそ公務労働者・関連民間労働者・非正規・日々雇用労働者との協力と連帯で「清掃労働市場」に規制をかけることができるのか、その具体化が求められるが課題は大きく難しい。

一方、清掃行政の充実、良質な公共サービスを守り、住民にとって安全で安心な住環境を守ることと清掃労働運動の両輪のひとつであり、労働運動の社会的責任であると考えている。今回の小稿はそんな問題意識からの東京清掃の報告である。

注)地方公務員は各行政団体ごとの「職員団体」を地方公務員法で義務付けられている。民間でいう「企業内労組」である。労組法の一部を適用する現業労働者や公営企業労働者は自治体をまたがって労働組合を結成することができるが、これまで地方公務員法の「職員団体」に準じた扱いをうける必要もあり、実際は自治体を横断した「労組」は東京清掃が始めてである。ただ特別区は地方自治法上は基礎的自治体という規定だが、東京都の長い内部団体としての歴史から特別区賃金表をもち、「職員団体」も、連合組織として「特別区職員労働組合連合会(特区連)」との賃金交渉を持っている。

---

### 清掃事業の区移管から15年目を迎え

東京23区は、2000年(平成12年)4月に施行された『地方自治法の一部を改正する法律』や『地方分権一括法』により、基礎的な地方公共団体として法律上明確に位置付けられた。都区制度改革の一環として住民に身近な清掃事業を東京都から委譲されることで、基礎的自治体として住民に対して第一義的に責任を持つこととなり、特別区の自主性・自立性が強化された。

全国でも最大規模の清掃事業(1999年時点で8,000人以上の職員数)の区移管は、都区制度改革全体の成否の象徴となった。清掃事業の区移管が地方分権改革として評価される一方、移管以降の清掃事業が、安全・安定的で衛生的な住環境を保障するという環境行政の質の観点から、どのように捉えられてきたかについては、とりたてて関心が払われてこなかったのではないか。

ありとあらゆる公務職場が民間委託され、もはや委託そのものが目的化され、「良質な公共サービス」という概念は、行政側や住民にも一般化されていないような感がある。

自治体を取り巻く厳しい財政状況の中で、良質な公共サービスを維持していくことは容易なことではない。23区の清掃事業を担う行政、民間事業者、働く仲間、全ての関係者が良質な公共サービスとしての清掃事業を維持していくためには不断の努力をしなければならない。

清掃事業の区移管から15年目を迎え、あらためて質の高い公務・公共サービスとして、住民にとって安全で安心な住環境を保障するための良質な清掃事業に対する責任が全ての関係者に問われている。

## 現業合理化攻撃に抗して—単一労組の組織形態を選択

組合にとって、清掃事業の区移管は全ての前提とならざるを得ない。移管以降の現業切捨て方針を憂慮した区移管反対闘争は、特別区の『自治権拡充』という悲願と東京都の『都財政身軽論』の間で翻弄され続けた。

移管以降の組織形態について、使用者側が23区や一部事務組合に分かれようとも、連合体ではなく単一の組織を維持することを組織方針とした。複数の自治体の清掃現業職場を単一の組合でまとめていくためには、「地公法」上の職員団体ではなく「地公労法」適用で、スト権などを除き労組法が適用される「労働組合」を選択した。公務員の現業組合で自治体を越えた単一労組を維持することは初めてのことで、区移管を契機として多くの困難な課題に対し、組織的な対応を迫られたことも事実である。

身分移管直前の06年2月、清掃交渉体制協議会第4回清掃勤務条件部会（小委員会交渉に相当）で、区長会との勤務条件に関する統一交渉が確定した。自治体の現業労組として賃金確定闘争を直接担うことになったのである。

その一方で、事業関係の統一交渉については、この時点でも未決着であった。事業関係の統一交渉を求める協議は平行線を辿り、2005年12月、区長会側からは具体的な説明がないまま一方的な交渉打ち切り、通告実施とされた。協議の継続を求めて度重なる要請行動等を実施したが、我われの訴えは実を結ぶには至らなかった。やむなく06年3月、区長会及び23区を被申立人として、不当労働行為として東京都労働委員会へ救済申立を行った。地公労法適用の「労働組合」として法的な優位性を最大限に活かし、必要な交渉権確立のために全力を注いだ。2年に及んだ都労委闘争は、08年4月に区長会と組合との間で『覚書』が締結された。その到達点は決して十分なものではなかったが、とにもかくにも事業関係に係る統一交渉が確定した。事業関係の統一交渉を認めさせることは、単一労組としての東京清掃労働組合の存在を認知させるたたかいかでもあった。

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成17年5月 環境省）』は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、

（中略）他の市町村との連携等による広域的な取組を図る」ことを推進している。また、廃棄物処理法第6条の2は、区市町村は、一般廃棄物の処理についての統括的な責任を有することを規定している。

自治権拡充のための清掃事業の区移管ではあったが、広域的な処理を必要とする清掃事業において、安全・安定的な事業運営のための23区・一組間の連携の必要性は増しこそすれ、減じてはいない。

## 進む非正規労働者の活用—23区統一で新規採用を申し入れ

移管直前には8,000人を擁した組合員数は、本年4月時点で約4,400人となっている。ごみの減量や資源化が進んだことが大きいですが、臨時職員や非正規労働者の活用が進んでいることも大きな要因である。

責任ある清掃行政の確立に向けて、官・民、正規・非正規の壁を越えた幅広い運動を展望する必要がある。立場の弱い非正規労働者の労働条件や賃金に関心をもち、彼らの闘いを支援・連帯することで、その賃金・労働条件の改善を通して、清掃事業の現場の劣化に歯止めをかけなければならない。

その一方で、公務が担うべき職務内容についてもう一步踏み込んで考える必要もある。自治体の現業労働者の役割は行政と区民との“接点”である。清掃業務は、「おはようございます」という朝のあいさつから一日が始まる。お年寄りや身体の不自由な方の玄関先まで収集に伺う「ふれあい収集」、収集時間を決めた「時間帯収集」、小学校に出向いて分別ゲームなどを通してごみの減量や分別の大切さを学んでもらう「環境学習」、ルールが守られないごみの排出に対し、排出者を特定し直接指導にうかがう公権力を伴う業務も担う。

こうしたきめの細かい良質の清掃事業のあり方を労使で協議することで、新規採用に結実させている。単一労組として、23区統一的に新規採用の申入れも実施している。各区が次年度の予算編成への着手が始まる5月から6月にかけて申入れを実施することになる。春闘後半期の重要な位置付けの全区一斉の申し入れ行動となっている。

こうした取り組みを重ねることで、12年度は、4区と一組で計23人、13年度は、7区と一組で計36人、今年度は、6区と一組で計23人の新規採用

を勝ち取ってきた。23区全体での採用者数ということを考えては少ないかもしれないが、現業合理化、退職者不補充という国からの強い指導のもとで、労使で良質な清掃事業の追求を図ってきた成果である。

複数の自治体を貫く単一労働組合という組織形態を選択したことは、広域的な処理を必要とする東京23区の良質な公共サービスとしての清掃事業を守る社会的な労働運動である。

## ●自治労・公共サービス清掃労働組合（公共清掃）機関紙 一ゴミトラ4/30号より

### 8年ふりのストライキ 他労組からも多くの支持

今春闘は3月19日、建交労関東支部および、運輸労連第6ブロックが賃上げ、並びに年間一時金交渉で定昇ゼロ、賃上げゼロ、一時金プライマイゼロで妥結する中、公共清掃は3回の集団交渉で4月から実施される消費増税分の賃上げを求めてきた。会社側も3月17日の第2回集団交渉の中で、小型プレス車雇上契約運賃年度別比較表、雇上契約小型プレス車年度別減収額一覧表の資料を提示。席上で「9800円は難しいが手をこまねいているわけには行かない」「消費税増分の賃上げを含めて検討している」と回答し組合の要求に理解を示した。しかし、24日の第3回集団交渉ではそれまでの前向きな発言を撤回し賃上げゼロの回答。交渉は決裂し公共清掃は25日に2時間のストライキを実施した。4月15日には第4回集団交渉での解決は難しいと判断、各支部交渉での解決をめざすこととした。

デフレからの脱却を掲げ、安倍首相自らが経団連に賃上げ要請を行なうなど春闘を闘う状況はいままでない追い風と言えた。また、4月から消費税が8%に増加されるなど賃金引上げ要求は切実なものであった。特に若年労働者の賃上げ要求は、定期昇給の停止や新賃金体系などの導入による世代間格差の拡大という状況の中でより一層切実であった。このような状況下での公共清掃の2時間ストに対し現場段階では多くの支持が寄せられている。

さらに、今春闘では特筆すべき事例がある。会社と一体となった環境フレッシュユニオンと決別し、自治労に結集した昭和支部の闘いである。3月21日開催された、賃上げゼロ回答攻撃粉碎！昭和運輸による労供労働者3人の不当解雇粉碎！3・21総決起集会の圧倒的な成功である。

集会では消防法に触れるほど多くの参加者を前に「新たな解雇には昭和支部はストライキで闘う」という万感の思いを込めた渡辺支部長の決意があり、昭和支部は結成から1年半、今春闘では1万円の他に福利厚生の実施など大きな成果を挙げた。

また、彼らと共に働いてきた労供労働者3名の解雇撤回を要求し、同時に使用停止予告という新たな解雇策動に対し、ストライキを背景に闘い、これを阻止したことは、下請け清掃労働運動史に残る快挙といえる。

業界の中に渦巻く若い世代の不平、不満をどう解決すべきか？昭和支部の闘いは若い世代の仲間への力強いメッセージでもある。

## 地区平和センターの取組みから

渡部 庄一・実行委員会呼びかけ人

(米沢市職労委員長/米沢地区平和センター事務局長)

### 総評解体後の担い手として

総評が解体されてから、地区労センターは、1993年に「平和センター」と名称を変えながら「連合に持ち込めない課題を取り組む」運動体として組織が存続されてきた。総評運動を引き継いでいこうという先輩たちの努力があつてのことだ。

しかし「連合に持ち込めない課題」についての取組みや「労働組合運動の課題は連合へ」とした流れの中で、現状としては“矛盾”も深まっている感も強い。特に、連合は産別による加盟であるため、単組の運動方針との乖離があつても連合に役員を送り込み、運動に参画せざるを得ない。地域には労働者福祉や労金、全労済などナショナルセンターや産別を超えた運動などあり、また住民として日常の付き合いもあつて、「結論」が分かっているだけに始終脱原発や平和運動の課題で議論できる状態ではない。

そのような中でも、運動課題を明確にしながら平和センターは地域共闘運動を担ってきた。

### 憲法9条を守る米沢市民の会

広く市民に呼びかけをしながらか、3政党(新社会党、共産党、社民党)と平和センター加盟労組、全労連加盟労組が主となって運動を行なっている。革新懇、護憲ネットなどの組織も「憲法9条を守る米沢市民の会」(通称「米沢9条の会」)の構成団体となっている。

結成当初は会員の拡大など多くの取組みがなされたが、(年)会費がない(加入時に1000円)ことも影響してか、会員であつても自覚的でない人も多く存在すると思われる。また、労組(単組)への浸透も不十分で、「動員主義から脱却」としてきたが労組組合員の参加者が極端に低下している。

しかし、平和センターが事務局を担っている意義は大きい。政党はどうしても党勢拡大という目

的も多くあり、平和センター・労働組合がその接着剤となってきた。

「米沢9条の会」を結成するまでも憲法集会やイラク戦争反対集会、自衛隊は派兵反対集会などで「1日共闘」を積み上げてきたことも「米沢9条の会」が継続してきた要因でもある。他地区からは「米沢のような枠組みは考えられない」といったような意見も出されるが、憲法が空洞化され、護憲運動の後退が現実になっている現在、小異はあつても平和憲法を守る一点であらゆる人と手を結んでいく意義は大きく、平和センターの任務はますます重要になっていると思う。こうした方式(枠組み)は選挙闘争をはじめあらゆる闘いに広げなくてはならないと感じている。

### さよなら原発米沢

フクイチ事故により米沢にも多くの原発災害避難者が居住しており、2012年暮れ頃から反原発運動を具体的に取り組む運動体の設立を議論してきた。数回の準備会を行なう中で2013年4月に「さようなら原発米沢」の立ち上げに至った。以後、講演会や反原発映画上映、青空学習会、デモなど工夫しながら数々の取組みを行なってきた。「米沢9条の会」と同様に平和センターが事務局を担い運動を進めてきたが、「米沢9条の会運動」が停滞し、地区労運動がなおざりとなるなど“弊害”も出ている。「さようなら原発」の運動も労組への浸透がなかなか進まず、大きな課題となっているところである。

### 地区平和センターの課題

地区平和センター参加の組合は、連合に加盟している単組、国労など連合に加盟していない単組、産別を持たない単組などそれぞれであるが、各単組は、反戦・平和・護憲・反原発の運動方針を持

っており、伝統的な地区労運動方針を支持する単組である。しかし、その方針の実践となると合理化の進行による組織弱体化や組合員の減少など平和運動どころではないという現実もあり、地域における春闘も要求を掲げて闘う単組はごく少数となっている。運動を具体的に進める活動家をどうつくっていくのかも大きな課題でもある。単組の学習活動ができなくなっているからこそ、地域での労働者学習をこれまでの反省を踏まえて実践していくことを模索しているところだ。

具体的には、幹事会OBなどの協力を仰ぎながら単組との人間関係を作り、学習会メンバーを確定してテーマや学習会の形態などを議論していきたい。組織率の低下や組合員の減少の後退局面が進行しているが、「おきたまユニオン」の活動は、非正規労働者を中心に大きく組合員数を拡大している。平和センター推薦議員(米沢市議4名、川西町議1名)各々が任務分担をしながらがんばってもらっているが、「おきたまユニオン」の闘いからも各単組が元気をもらっていることも事実

である。各運動体の事務局を平和センターが担っていくには大きなエネルギーが必要となるが、任務分担などを駆使して何とかこなしているのが現状である。

あらゆる課題に共通するのは、現在地区平和センターには専従がおらず、単組へのオルグ態勢がとれないことが大問題となっている。昨年12月の総会において新幹事体制となったが、幹事会体制を確立して行くにも大きな労力を必要としている。すぐには効果が発生する特効薬は見当たらないが、地域に「ほんものの労働運動を」継続・発展させるためにも方針と運動を守っていきたい。

平和センターは、運動全体が連合に移行するまでの過渡的な組織とされてきたが、労働組合の「根幹の違い」が今でも存在する。“矛盾”を抱えたまま、地域共闘や地域春闘を唱えていても運動は、1ミリも進まない。また、所属するナショナルセンターや支持政党が違っても、少なくとも一致できる点での共闘が地域の中でできるよう全国的な議論にも期待したい。

## 東京発 東京総行動

<http://tokyo-sokodo.org>

東京総行動は、争議団・争議組合が主体となり、ともに支援連帯しつつ共同で取り組む一日行動です。1972年に東京地評主催の「反合理化東京総行動」として誕生してから、75年結成の全都反合共闘会議も共催となり、140回以上の東京総行動が続けられてきました。そして労働戦線の再編などを経るなかで、05年「6・20東京総行動」を出発点に、現在、けんり総行動実行委員会が担っています。東京総行動は大衆的な直接行動によって、争議の背景にある親会社や銀行、さらに行政機関や司法に対しても責任を追及し、個別の闘いを労働者全体の権利擁護の問題として社会的・普遍的な課題へと広げてきました。総行動に結集する持

続的で大衆的な力によって、「背景資本」の概念を判例でも認めさせることに寄与し、多くの争議を解決する成果を得てきました。このように「東京総行動」は戦後の労働運動史に輝かしい足跡を残してきました。資本の急速なグローバル化、雇用の「規制緩和」による非正規職の増大、労働法制改悪の進行、大規模な事故や職場災害の続発、「成果主義」賃金導入など、わたしたちを取り巻く状況は新しい課題を含め厳しさを増しています。「職場の権利・働く者の権利・人間としての権利」を守るために、今こそ闘いを大きく広げ、共同・連帯の輪を広げましょう。東京総行動は、争議団の自主性と平等、自立と連帯を基礎としています。誰でも、どこからでも自由に参加できるのが東京総行動です。

## 6.17東京総行動計画表より

- ・国交省－JAL不当解雇撤回裁判原告団
- ・三井不動産－アスベスト被害 不当労働行為 東京労組日本エタニットパイプ分会
- ・NTT持ち株会社－解雇・NTT木下職業病闘争支援共闘会議
- ・三井住友銀行本店－解雇・全統一労組井上眼科分会
- ・新日鉄住金本社－戦後補償・日本製鉄元徴用工裁判を支援する会
- ・ヤンマー東京支社－解雇・びわ湖ユニオン
- ・ニチアス本社－団交拒否・全造船機械ニチアス・関連企業退職者分会他
- ・厚生労働省－ 薬害救済・C型肝炎患者をサポートする会
- ・日本郵政－65歳雇い止め解雇・郵政非正規社員「定年制」無効裁判を支える会
- ・東京中小企業投資育成－偽装倒産・解雇・東京労組フジ美グループ分会
- ・三井住友銀行神保町支店－解雇・団交拒否・支配介入・労組ジーケーアイ
- ・総務省－解雇・反リストラ産経労
- ・東京都庁－解雇・東京学校ユニオン他
- ・トヨタ東京本社－解雇・団交拒否・全造船関東地協・フィリピントヨタ労働組合他

---

### ■第2回労働運動研究集会

---

4月19日、20日の日程で、東京在日韓国YMCA国際会館に、全国の労働組合・地域・産別から112名の仲間が結集し、「格差と貧困・戦争への道」と闘う「協力と共同」をテーマに、昨年引き続き、第2回労働運動研究討論集会が開かれた。

14春闘は「政労使会議」に取り込まれ官製春闘と化した。安倍政権は、復興法人税の1年前倒し廃止と法人減税を餌に経営側に賃上げを迫った。「戦争のできる国家改造にむけて労働者上層の帝国主義的買収」そのものである。ベアは中小・地方に波及することはなかった。格差をより拡大し、戦争への道に突き進む安倍政権。2014年はまさに日本労働運動の正念場の年である。

平賀全国一般全国協委員長より、呼びかけ人を代表して「労働運動の再生と再構築をめざし、運動の拠点づくりとして第2回労働運動研究討論集会を開催した」との開会の挨拶をうけ、集会基調は伊藤全港湾委員長より提案された。「昨年提起された新自由主義の破綻、それでも資本は新自由主義にかじりついてしか生きていけない社会状況にある」とし、「しかし自民党の単一党支配であるが安倍政権は磐石ではない。討論集会の踏み込んだ議論から展望を見出そう」と提起された。

つづいて、福山平和フォーラム代表より、「戦争への道を阻む平和フォーラムの取組み」と題し、労働組合を中心とした現状の認識、当面の課題について問題提起された。福山代表は結びに「討論集会基調に違和感はない。今の労働運動の枠組みでは、安倍首相の暴走を止められない。安倍首相への反対勢力の核が見えない。1000人委員会がその役割を担えるように支えてほしい」と訴えられた。

沖縄高教組からの特別報告は、「沖縄反基地闘争の現在」と「竹富町教科書問題」について報告された。基調・二つの特別報告、小川農団労書記長より報告をうけて20人より発言があり、翌二日目冒頭の遠藤座長の中間のまとめ、中岡実行委員より最終まとめをうけ、渡部実行委員(米沢市職労委員長)の閉会の挨拶・団結ガンバローで第2回討論集会を終了した。

## 「第2回労働運動研究討論集会」に参加して

小林 春彦（国労千葉）

労働運動の後退と政治反動のあらしの中で、秘密保護法反対、脱原発など安倍政権の暴走を食い止め、労働運動の強化を目指して闘う「協力と協同」の拡大をテーマに「第2回労働運動研究討論集会」の開催はタイムリーかつ有意義で、参加できてとてもよかったです。各組合・地域における運動や取り組み報告がされ、若者や非正規労働者の組織化と政治や大衆運動への係わりなど課題も明らかになったと思います。

国労としては、われわれが25年余、闘った国鉄闘争の経験と教訓を今後の闘いに活かすことが重要だと考えます。闘いの結果として、国家的不当労働行為を認めさせて金銭和解を勝ち取ったものの、資本の論理が貫徹し、首切り・差別攻撃により、国労及び職場闘争の弱体化と合理化の推進が行なわれた。

<今後の課題として>

- ①闘いの原点に戻り、職場の集まり、要求を突きつけその実現に向けあらゆる闘いを組み、積み上げ実践すること。職場反合理化闘争の実践である。
- ②労働運動の再生—労働運動・労働組合を労使協調ではなく、要求実現のため闘うものにする。労働現場や労働者の実態・悩みに応え得るものにして行くことが重要。全労協運動及び地区労・地域ユニオン運動との連携強化。日本の労働運動強化に結び付けていくのが今後の課題である。
- ③「受けた支援は闘いと支援で返す」「よって闘って勝」を合言葉に千葉県共闘会議や東京総行動のように共闘の輪を広げ、発展させていくこと。
- ④国労の反合理化・職場闘争の継承と発展に向けた努力。学習・交流の強化と組合民主主義の徹底。（何故、権力・資本が国労つぶしをやったのかの総括）
- ⑤JRにコンプライアンスを守らせ、安全・安定輸送確立に支援・連帯し、反失業・反首切りの闘いの輪を広げること。
- ⑥JAL（日本航空）の165名解雇争議を始めとした闘いに支援・連帯し、反失業・反首切りの闘いの輪を広めること。
- ⑦労働運動フォーラム等と連携して、日本の労働運動再生に向けた学習と交流・共同行動を地域・党派を超えて行なうこと。
- ⑧脱原発や「戦争をさせない1000人委員会」の運動を積極的に担い全力を挙げる。

---

**労働運動研究討論集会で明らかになった課題を深化させよう！**

三澤 昌樹（練馬区非常勤職員労働組合）

第2回労働運動研究討論集会は20人以上の参加者が発言し、現在の労働運動が抱える様々な問題の克服のため多くの活動家が奮闘していることが伝わる良い集会でした。

労働組合の大会は運動が抱える問題をえぐり出し、その克服のため意見を交わすべきものと思ってきました。しかし、そうした議論ができていない組合はほとんどないと思っています。そのことが労働運動の低迷に拍車をかけたと思っています。しかし、この研究集会は発言者が実践の中で感じてきた労働運動が抱える問題点、課題を提起し議論できる可能性を感じさせた集会だったと思います。

「市場原理主義が生活を破壊することを、ウイングを広げ伝える」「真に多数派になるためにあらゆる場で語っていたのか」「主導権争いでなく、なにをやるかで手を繋ぎ運動を発展させる」「要求だけではなく、闘いを強化することで労働運動の組織が統一できる」「闘いなくして成果なし」「ストをやらないとダメなだけでなく、合理化に協力するから賃上げではだめ」「日々資本に管理されないために何をするかを意識化する」「職場の中で何をやっていくのか、何を話していくのかをはっきりさせる」「情報の共有化」「産別闘争の重要性」「若い層の状況をつかみ、若い層の担い手作り」「差別を許さない闘い、正規非正規の連携のあり方」「連合内の労働者を立ち上がらせるためには」「組合が本来持っている社会的役割への認識」等々、今回の集会でさまざまな課題が提起されました。

これからは、そうした課題に対して、ひとつひとつ議論を煮詰め、資本と闘う労働運動の再生を図っていかねばなりません。そのためには論議を深めると同時に実践することが不可欠です。闘う労働者のネットワークを作り、広範な交流と連帯を全国津々浦々にひろげていかねばなりません。時間はないが、必ずやりきらなければならないことです。今後の交流集会が各地域での取り組みに発展し、その成果が来年には持ち寄れるような集会のいっそうの発展を望みます。

#### ■労運研「研究会」 — 労働契約法 20 条訴訟

労契法 20 条には「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」が明記されています。メトロコマースや郵産労ユニオンが損害賠償等・東京地裁に提訴しました。今後各地で 20 条の完全実行を求めて裁判が続くこととなります。闘争勝利にむけた布陣を作るためにも内容の正確な理解が必要と考え研究会のテーマとしました。

日 時 8 月 2 日 14 時～17 時  
場 所 飯田橋「しごとセンター」セミナー室  
報 告 郵政産業労働者ユニオン他  
参 加 費 賛助会員以外は 500 円

#### 【編集後記】

▼6/22 の総括会議を受けて、「労運研実行委員会」も本格的に始動する。その軸になるのが、「研究会」と「月刊・労運研レポート」である。当面は 12P で、「巻頭言」とってはちょっと長く、メイン論文としては短めだが、その「巻頭言」を中心に、各団体・各地・個人よりの投稿をたよりにメール・マガジンを発行していきたい。準備号は 2 号までとし、それ以降は文字通りメールで発信予定。まだ登録をしていない方は「労働運動研究討論集会実行委員会」のホームページで宜しく。▼第一回の研究会は「労働契約法 20 条訴訟」。秋季合宿も準備している。▼世界の至るところで反資本主義運動生み出されている。「もうひとつの世界は可能だ」という感覚は 3.11 以降、日本でも広く存在している。しかし、「閉塞が存在」することも事実である。情勢を切り拓く機関車も対抗構想も見えないことが原因とも云われている。▼「主体の危機」と云われる今日、安倍政権の戦争国家への反動的な国家主義に対抗する闘いを軸に、主体の形成が急がれる。「協力と協同」、私達の努力も急がれる。歴史を動かす機関車は労働運動だから。

編集子 C